



労災ニュース 6号

第4回労災裁判が行われました！

小雨模様の梅雨入りを思わせるような6月5日(金)、第4回労災裁判が行われました。前回に引き続き「労働部第1審問室」において午後4時から行われました。同日に全国ろうあ者大会が開催されている為、傍聴者が少ないのではないかと心配する声もありましたが、23名(うち聴覚障害者4名)の方にかけていただきました。傍聴席の定員は前回同様27名でしたので、満席とはいきませんでした。すべてを見逃すまいという緊迫感につつまれていました。

§ § 裁判内容 § §

裁判冒頭に田門弁護士より「この部屋は声が通りにくいようなので、手話通訳者が聞き取りにくいとのこと。声は大きめでおねがいしたい。」との発言がありました。裁判長も理解を示して、前回よりもはっきりとした声で裁判が進みました。前回同様、今回も原告側からの主張が書面にて出され、今回は被告側からの反論が出されることとなります。



§ § 報告会 § §

裁判終了後、弁護士会館の5階へ移動し、報告会が開かれました。支援する会の河合会長の挨拶後、田門弁護士から裁判の流れについて説明がありました。



裁判は大まかにいうと、争点の整理 証人尋問 判決、という3つの流れがあり、現在は の段階。これは文書を取り交わすかたちなので10分程度で終了することが多い。今回は国からの再反論があり、 の段階では2時間から3時間かけて証人に尋問する。原告側からの証人は2

人。その後本人尋問も行う。 の判決まではあと1年位かかるとの事でした。

斉藤ケースワーカーからは、「医学的には手話通訳が原因で発症したことははっきりしている。業務の過重性を立証していくことが大切。」とのお話がありました。また、横浜の専従通訳者、喜多村さんも駆けつけてくださり、横浜では通訳者が頸肩腕の労災認定を勝ち取ることができた。この裁判にも協力していきたい。」とのお話をいただきました。



最後に内山さんから「手話通訳者以外の方がたの参加もあり、とても励みとなっている。でも、やはり通訳者の理解、支援も必要なので、地域に帰ったら裁判の様子を伝えて欲しい。」との挨拶がありました。みなさんの協力が裁判を支えています。これからも力強いご支援をお願いいたします。

現在の募金額
735,405円

次回は7月31日(金)
午前10時30分～
(集合は午前10時15分)
集合場所：
東京地方裁判所12階
労働部第1審問室」前の廊下
遅れての入室は出来ません。

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～
【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局
内 T/F 048-653-7324